

【JR 新宿駅痴漢冤罪事件】国賠訴訟までの経緯・詳細

※原田尚美さんの提供による資料を基に作成

■2009年12月10日～11日

午後11時頃、歓迎会から帰宅するために新宿駅構内を通行中だった原田信助さん(以下敬称略)は、女子大学生の(お腹を触った)痴漢犯人とされ、女子大学生の友人の男子大学生に階段から引き落とされ、一方的な暴行を受けた。

原田信助は110番通報をしたが、駆けつけた駅員・警察官より、痴漢犯人として扱われ、新宿西口交番から、新宿警察署に任意同行された。

そして、新宿警察署では痴漢の被疑者として、明け方4時頃まで取り調べを受け、その後、新宿署内で休息を取り、5時45分頃警察署を出ると、電車に乗り早稲田駅に行き、午前6時40分、電車に轢かれ重態となり、東京女子医大に搬送された。

午後7時15分に母(原田尚美)の携帯電話に牛込警察署より電話があり息子・信助の事故を知る。

■2009年12月12日

牛込警察署から、原田信助の持ち物らしきボイスレコーダーが落し物として届けられているとの連絡を受け、本人の声を確認して受け取る。

新宿警察署に電話をして、原田信助が何故、新宿署にいたのか、何時までお世話になっていたのか教えていただきたいと訊ねるも、「わからない」という答えしか返ってこないため、110番に通報して、きちんとした説明を求める。

■2009年12月13日

新宿警察副署長黄海氏(当時)より、原田尚美に電話があり、

「息子さんと大学生3人との間でトラブルがあり、駅員に取り囲まれ、お腹を触られたんじゃないかとする痴漢容疑で新宿警察署(生活安全課)で事情聴取を受けるが、大勢の人間が行き交う新宿駅で、息子さんを痴漢と認定するのは無理という判断の元、痴漢容疑は晴れた」

「その後、お互いの暴行容疑で事情聴取が続き、3時から4時ころ、『学校もあるだろうし、会社もあるだろうから、帰宅するように』と言われ、大学生は帰ったが、息子さんは休ませてくれ、と言って2階のソファで休んだ」

「息子さんが署を出たのは5時15分・・・5時から6時半くらいの間かな。誰かが付きっきりでいた訳ではないので、正確な時間は分からない」と説明があった。

原田尚美が「息子はケガをしておりませんでしたか?」と訊ねたところ、「外傷はありませんでした」と答えた。

(※:この電話の内容は、翌2010年1月11日の新宿警察署での会見の際、黄海副所長本人に確認しています)

2010年

■2010年1月9日

新宿警察署副署長より電話。原田尚美が1月11日に面会することになる。

■1月11日

午前10時 新宿警察署にて、黄海氏と生活安全課課長菅原氏と面会。

「息子(信助)さんは(痴漢容疑の)犯人ではない」と言われ、ボイスレコーダーの提出を求められる。

黄海氏の説明では、「息子と、息子と組み合った男子大学生一名のみが事情聴取を受け、女子大学生ともう一人の男子大学生は参考人、誰からも被害届は出ていない」と言われる。

事件当夜、原田信助が暴行を受けた現場からかけた110番通報の内容と、受けた暴行の内容については、後日確認後に連絡をいただいて、息子に代わり原田尚美が暴行の被害届を出すことになった。

【事件発生現場について】

※原田信助のボイスレコーダーの録音

「女性の方が階段で、あなたに、お腹を触られたと被害を訴えている」

※当日の黄海氏のお話

「(階段で、接触したかどうか確認できる)物証はない」1/11

「警察のほうでは、原田さんに痴漢の疑いが掛けられてましたけども、原田さんがやったという特定はできませんよと、いうふうに学生にも言いました」1/11

■1月28日

新宿警察署の生活安全課課長から原田尚美に電話があり、原田信助を東京都の迷惑防止条例(痴漢)の被疑者と認定し、書類送致することのこと。

女子大学生の被害届が出されているのか訊ねたが、有無について明言を避けられ、また「新宿署として認定した」と言われた。

※菅原生活安全課課長のお話

「いろいろですね、関係している方と、あと、そういったことでいろいろ捜査しましてです、駅員さんとか、関係した学生さんの方からも話を聞きましてですね、あと、ビデオテープとかいろいろですね、あの一、捜査のほうで調べましたらですね、もう残念ですけども、息子さんのほうですね、迷惑防止条例の被疑者と認定しましてですね、送致すると言うような形になりましたので、予めですね、ご連絡っていうことで差し上げたわけでございます」1/28

■2月1日

同じく新宿警察署の生活安全課課長から電話。1月29日に息子を東京都の迷惑防止条例の被疑者として、東京地検に書類送致したとのことであった。

暴行容疑の事情聴取での調書は存在するのかと訊ねたところ、**調書は存在しないと説明した**はずであると返答。

■2月25日

新宿駅内の防犯カメラの情報開示を東京都生活文化スポーツ局広報広聴部情報公開課に求めているところ、JR東日本機器管理室から、東京都情報公開課へ、**「平成21年12月10日の新宿駅の防犯カメラの映像は、警察のほうから証拠保全の指示がなかったので、消してしまってありません」という連絡があった。**

新宿警察署に、原田尚美が息子に代わって被害届を提出しようとしたが、拒否された。

JR新宿駅駅長室で助役さんに、12月10日の日誌を見せていただく。

[12月10日・8号ホーム23:05迷惑行為で110番]との記載を確認。

暴行現場である階段の上に設置された防犯カメラは「階段の下まで写すカメラ」であることを教えていただく。

新宿駅でのチラシ配りの許可はされなかった。

■3月1日

警視庁情報公開センターに息子の「110番通報」の開示を請求。

■3月11日

新宿駅でチラシを配り始める。

■3月16日

東京都庁個人情報開示課へ、「110番通報」の開示請求について相談に伺う。

■3月18日

弁護士に「110番通報」の開示請求のため「23条照会」をかけていただく。(3月24日付照会)

■3月23日

原田尚美、新宿警察署に男子大学生を住所氏名不詳のまま暴行容疑で告訴しようとしたが拒否される。

暴行現場であるとされる階段の手前に、新しい階段が完成。

■4月6日

原田尚美、東京地方検察庁に弁護士と告訴状を持参。

■4月8日

新宿警察署から「郵送した告訴状を返送する」と2度めの告訴拒否の連絡を受ける。

■4月12日

[目撃者探しのためのブログ](#)を開設。

■4月20日

検察庁から原田尚美に電話。検察庁は告訴を受理する方向で動く旨および証拠としてボイスレコーダーを提出してもらいたいという要請を受けた。

■4月23日

原田信助が11時27分にかけた「110番通報の記録」が一部開示された。(4月19日付回答)

■4月27日

検察庁から電話。都の迷惑防止条例の不起訴記録は非開示と連絡を受ける。

■5月25日

検察庁から「男子大学生に対する告訴状は受理されている」旨の連絡を受ける。

■5月7日

[夕刊フジに当事件についての記事掲載。](#)

■5月17日

週刊ポストに記事掲載。

■5月20日

[産経新聞に記事掲載。](#)

【記事より抜粋】

※同署(新宿署)によると女性は触ったという人物の顔を見ていない。

※唯一の物証は「防犯カメラの映像」だという。

※「女性の『誰かに』触られた』という証言は信用できる。すれ違った瞬間はカメラの死角だが、証言と同じタイミングで触れる人は原田さんしか写っていない。

※証言と映像で複合的に判断した」と説明する。

※「本来は立件するような事案ではなかった。母親の『暴行』との訴えや、相手の女性の気持ちも考慮した結果白黒つけるべき話になった」

※「(大学生の行動は)痴漢の行為を引き留める行為の一環」

■5月25日

週刊女性に記事掲載。

【新宿署のコメント】

※「痴漢と暴行をセットで捜査して終了した」

※「原田さんが亡くなったことは、大変お気の毒ですが、本件については必要な捜査を適正に行ったあとに送致しております」

【JR 東日本のコメント】

「社員が現場に駆けつけたときは、1人の男性が馬乗りになって押さえつけていた、とのこと。痴漢ではなく、トラブルとして対処した、と聞いています」

■6月14日

フジテレビ:スーパーニュースで放送。

■6月15日

司法記者クラブで記者会見。

[ニコニコ動画で生放送。](#)

TBSニュース23で放送。

■6月16日

産経新聞に記事掲載。

毎日新聞に記事掲載。

共同通信社にて記事配信。

■6月21日

【JR 新宿駅駅長室】(駅助役と面会)

[12月10日・8号ホーム 23:05 迷惑行為で110番]について

「迷惑行為といっても喧嘩、痴漢など色々ある」(A助役)

「社員が現場に行って確認してから110番通報をしている」(A助役)

■6月28日

【JR 新宿駅駅長室】(駅助役と面会)

※「JRの社員が現場に行き、女性から『痴漢』と言われたので、8号ホームから別の社員が警察に通報した。」(A助役)

※「『迷惑行為』とは『痴漢行為』を指している」(他の職員)

※「警察官に引き渡した時間は、通常だと110番通報をしてから10分か15分後になる」(A助役)

「(テレビの警察のコメントにあった)息子が駅員の方の名札を奪ったというのは本当ですか」という質問に

「警察に聞いてもらいたい」(A助役)

「事実です」(他の職員)

■7月7日

目撃者の証言等から、「原田信助のかけた110番通報」は11時過ぎ頃と判明し、二度目の「23条照会」をかけていただく。

■8月11日

警視庁・新宿警察署及びJR東日本への【質問状】を送付する。

■8月13日

原田信助が11時20分にかけて「110番通報の記録」が開示された。「応答した直後に無言のまま切断されています」という内容だった為、最初の「110番通報の記録」を再度開示請求した。

■8月24日

JR東日本からの【回答】が届く。

公開質問状の回答から(一部抜粋)

※「弊社社員は、痴漢行為の事実及び現場を確認していません」

※「弊社において、痴漢行為の目撃者がいらっしまったのかどうかは確認しておらず、また、暴力行為の目撃者の連絡先等は確認しておりません」

※・・・なお、今回のご質問を受けて再度確認しましたところ、これとは別に本件事象発生直後に、本件事象の発生箇所周辺の防犯カメラの映像を提供するよう、警察当局から捜査事項照会を受け、映像を提供しておりました。現在は警察当局に提出しました防犯カメラの映像は返却され、当社で所持しております。しかし、こうした防犯カメラの映像の提供につきましては、他に写っているお客様の肖像権の問題もございますので、司法機関等からの法的手続きによる場合を除き、閲覧等のご要望はお断りしております。何卒ご理解、ご容赦のほど、お願い申し上げます。

(※下線部の回答について：JR東日本は2月25日に東京都へ「警察から証拠保全の指示がなかった為、消去した」という連絡をしている)

■9月11日

警視庁新宿警察署からの【回答について】が届く。

警視庁新宿警察署からの【回答について】は、これ以上の回答はできないという内容だった。

■9月29日

故・黒木昭雄氏と初めて面会。

■10月18日

新たな目撃者の目撃証言を代理人の弁護士が検察庁特捜部佐藤検事に提出。

■10月19日

新宿駅の事件現場で何時もの様にポスターを掲げて立っていたところ駅員が現れ

「こんなところに立っていないで、改札の外へ行ってください」と言われる。

■11月1日

午後4時に故黒木昭雄氏と最後の会話。

原田:「明日メールをお送りいたします」

黒木:「わかりました」

■11月6日

夕刊フジ「目撃者現れ新展開」の記事を掲載

■12月2日

午後1時:東京地方裁判所の決定の元、証拠保全の検証を行うため、裁判官・書記官・弁護士の先生・カメラマンの方が東京都警視庁通信指令本部に出向く。

しかし、警視庁は、「**人手が足りない**」「**業務に支障をきたす**」等の理由で、証拠保全の検証手続きを12月27日に先送りにする。

■12月6日～9日

「日刊サイゾー」にて

[「短期集中連載」発生から1年「新宿駅痴漢冤罪暴行事件」の間 ①～④](#)が掲載される。

■12月7日

警察が原田信助を痴漢の犯人と断定した根拠とされる「新宿駅の監視カメラの映像」を、JR東日本に証拠保全に出向くも、提出された証拠はデータをVHSのテープにコピーした不鮮明な映像であり、しかも、事件が発生したと言われている時間とは違うものであった。

■12月10日

ニコニコ生放送にて一周忌企画として三度目の放送

[「痴漢と呼ばれ自殺～1年前の夜、新宿駅で何が起きたのか？」](#)

■12月11日

原田信助の一周忌法要が行われる。

■12月14日

夕刊フジ 及び ZAKZAKにて記事掲載

■12月15日

東京地検は、原田信助を暴行の被害者とする、告発を「嫌疑なし」「証拠なし」として、立件しないと決める。

■12月17日

夕刊フジ 及び ZAKZAKにて記事掲載

■12月27日

午後1時:東京地方裁判所の決定の元、証拠保全の検証を行うため、裁判官・書記官・弁護士の先生・カメラマンの方が再度、東京都警視庁通信指令本部に出向く。

警視庁は、音声の記録は提出せず、文書の記録をコピーした紙を提出する。

警視庁の提出した記録により、事件の翌朝4時30分には、被害女性が「(息子は)人違いだった」と証言していたことがわかる。

2011年

■3月4日

原田尚美、真実を明らかにするために、この度、東京地方検察庁に対し、要望書を提出

[要望書「新宿駅痴漢冤罪事件、事件記録閲覧の申請に関して」](#)(PDF形式)

支援:[犯罪被害者家族の会 Poena](#)

■3月10日

警視庁情報公開センターに息子の写っている「牛込署の保有する防犯カメラの映像」の開示を請求。

■ 3月31日

[犯罪被害者家族の会 Poena](#) 代表の小林邦三郎も同行し、検察庁にて「新宿駅の防犯カメラの画像」の開示請求書を提出する。

刑事部高橋検事より、【要望書】の質問に対して「検察庁の捜査に違法性はない」という回答がある。警視庁に「牛込署の保有する東京駅から大手町駅間の息子が写っている防犯カメラの映像」の開示を再度請求。

中野寛成国家公安委員長宛に【要望書】を提出する。

■ 4月4日

警視庁情報公開センターより、息子の写っている「牛込署の保有する防犯カメラの映像」の開示は刑事訴訟法第53条により開示できないと回答が届く。

■ 4月26日

警視庁を提訴

東京霞ヶ関の弁護士会館にて記者会見

(ニコニコ動画にて記者会見を生放送)

以上

<資料提供>

「原田信助さんの国賠を支援する会」

ホームページ：<http://haradajokubaijimdo.com/>

Eメール：harada-kokubai@excite.co.jp